

自治基本条例等検討委員会会議録（第3回）

1 日時 平成21年10月16日（金） 午後3時～5時

2 場所 板橋区役所本庁舎11階 第四委員会室

3 出席者

(1) 自治基本条例等検討委員会委員（敬称略）

西尾隆、原田晃樹、鈴木孝雄、吉川宏、原田曠暉、佐々木としたか、
松岡しげゆき、佐藤としのぶ、松崎いたる、松村良子、若菜美智子、安井賢光

(2) 区側出席者

政策経営部長、総務部長、区議会事務局長、

政策企画課長事務取扱政策経営部参事、政策企画担当係長、その他事務局職員

4 内容

(1) 開会

(2) 議題

参加と協働の定義について

「参加と協働」のまちづくりをさらに進めていくための条例等の必要性と方向性について

(3) 閉会

5 会議録

西尾会長 第3回目の自治基本条例等検討委員会を始めたいと思います。

今日の議題は大きく二つあります、一つは「参加と協働の定義について」、厳格な定義というよりも考え方についての確認を、今まで出ているさまざまな文章に沿って確認をしてみたいということと、それから「『参加と協働』のまちづくりをさらに進めていくための条例等の必要性と方向性について」ということで、これは非常に重要なテーマですので、これについてご意見をいただきたいというふうに思います。方向性として、こういう委員会を設けていますので、不必要だということにはならないだろうと思いますが、必要性も濃淡いろいろあるだろうと思いますけれども、皆様のご意見を伺いながら、必要性の度合いとか、どういう観点からそれが必要であるかということを議論していきたいというふうに思います。

政策企画課長（傍聴者報告）（資料確認）

（資料1説明）

西尾会長 どうもありがとうございました。内容的に疑問点など、まずありましたら、それを確認してから進めたいと思いますが、ご質問などございますか。

松崎委員 一つ伺いたいのは、板橋区のほうで「自治力UP」推進協議会というものがあって、ここの中の報告書で、板橋区では協働の定義というものをどうするのかということが書かれていて、六つの原則が書いてあるわけなんですけれども、まず一つ、この原則というものを、これは板橋区独自でこういう原則があるんじゃないかということを導いたものなのか、それともほかの法令なり憲法なり、そういうしたものか

ら協働といったときはこういうものがあるんじゃないかというのがあって、今この原則に基づいて「自治力UP」の協議を進めているのか、どっちなんでしょうかね。

政策企画課長 これにつきましては、法律とか何かそういったきちっとしたものにうたわれているということではありませんし、また板橋区独自のものでもありません。これまでいろいろ参加とか協働、各自治体とかいろんなところで検討をなされてきて、その中で導かれてきている、一般的に協働を進める上での基本的な原則ということで6点掲げられておりまして、その後のこの協働の形態も板橋区のオリジナルなものというよりも、そういった一般的な協働の実態、それからそれに対する検討、そういう中から導き出されてきた、浮き彫りになった原則だとか形態、そういうものをちょっと引用させていただいているというところが実態でございます。

松崎委員 だとしたら、この六つの原則を見ていて、二つの原則について僕が今まで考えてきたことと違っているのか、ちょっと認識がずれているのかもしれませんけれども、5番目の自立の原則、あと6番目の対等の原則なんですけれども、自立の原則については、これお互いが依存することなくというふうになっていますよね。この依存しないということはどういうことなのかなということはちょっと腑に落ちないところがあるんです。もともと自治体とか共同体というのは、構成員それぞれが互いに依存し合うことによって必要になってくるものじゃないかと私は今まで思っていたんです。助け合い、依存し合うと。あんまり甘えるんじゃないよというぐらいのことだったらわかるんですけども、やはり積極的にお互い同士が依存し合うという関係が、私は自治とかいうものの一番のスタートの形ではないかなというふうに思っていたので、これがどういうことなのかということ。

あともう一つ、自立していることが必要ですということになっていますけれども、現に今自治体の抱えている問題というのは、自立ができない方々に対してどういう支援をしていくのかと。障がい者の方、高齢者の方、そういった方も含めて、子供たち、そういったまだまだ自立ということができない方々やあるいはいろいろな団体に対してどう力を差し伸べていくのかということが課題になっているときに、協働するときにはもう自立をしてから来てくださいよというのでは、またこれはちょっと自治というものからは離れていってしまうんじゃないかなということを感じました。

あともう一点の対等の原則なんですが、これもお互い対等で、平等でということではわかるんですけども、これが例えば足立区の協働の定義では、区民及び区が対等の立場でというふうになっているわけです。ほかの自治体でも区民と区が対等だというふうになっています。板橋区ではそんなふうなところははっきりしていないんですけども、私は区民と区との関係というのが対等であっていいのかなというのを逆に思うところがあります。区長やあるいはここにおいでの中事の皆さんも、やっぱり区民が自分たちの代表、代弁者として区長を選んで、その区長のもとに集められてお仕事をされている方ですから、やっぱり区民と区との関係というのは、区民が主役であって、区は区民の考えたこと、要望に沿って働いていくという関係だと思うので、本当の意味、そういう意味で区民と区が対等であるということはどういうことなのかなというふうに思うわけです。お互い区が上にあって区民が下にあるという上下関係はこれはおかしいと思うんですけども、区民が上にあって、その区民の意思に基づいて

区が働くという意味での上下関係なら、これはあって当然のことだと思うので、こういうふうに原則として、板橋区が今こうなっているとは言いませんけれども、足立区のように区民と区が対等だというふうなことを原則に打ち出すというのは、やはりこれ自治というものからどんどん離れていくてしまうんじゃないかな、そういうことをこの資料を読んで感じたところです。

西尾会長 最初から大きな問題提起をいただきましたね。最初のお互いに依存することなくというのは、やはり私はちょっとひっかかる人はいるんじゃないかなというふうに思いますね。相互依存的なところというのは実態として多かれ少なかれあると思うので、もちろん個の確立とか自立する意思というのは大事ですけれども、何かそれが条件になるというのがやや強く響く場合もあるんじゃないかなと思います。

原田（晃）委員 私も問題意識は全く一緒です。例えば5番目の自立の原則というところは、こういう書き方をするというのは、新古典派経済学というか経済学の分野の人だと、NPOとか区民活動が今この時代に活発化しているのは、小さい政府を目指しているから、それにかわる代替的な勢力としてNPOとか区民活動が活発化しているというロジックで言っているんですね。そうすると、お互い相互依存ではなくて、むしろゼロサムみたいな関係になっているということで、だからもっと自立して頑張れというロジックになるんですけども、実際には、今調査で例えば障がい者の就労支援をやっているような事業所を見て回っているんですけども、そういうところというのはどう考えても利用者から料金を取れないですから、社会的に意義のある仕事をすればするほど赤字になるわけですね。そういうところはきちんと公的な資金を入れないと逆に成り立たないわけで、この依存するというのはとらえ方というか、全部が全部執行機関に依存するのではなくて、それぞれの役割をきちんと果たしていくで、それで行政は今まで執行まで全部やるとしたら、資金提供の部分に役割を変えていくというような、そういう意味でとらえないといつぱりおかしなことになるなという感覚でした。

それから、対等の原則についても、区民が信託した存在だという、そう言っている方はいっぱいいらっしゃいますし、逆に私が懸念するのは、例えば、よくNPOの研究者の中で対等の原則ということをすごく重視する余りに、NPOとか町内会のような団体に対して補助金を出すのはいいんだけども、補助金は主体的に使えるからいいんだけども、委託というのは上下関係になるからいけないというふうに言う方もいらっしゃるんですね。むしろ、こういう自治基本条例でどういうルールでお金の出し方を決めるのかということ、あるいは委託のときに上下関係にならないようなルールをきちんと決めるということが大事で、そのためにこの対等の原則という方針があることが逆に意味があるのかなと僕は感じているんですね。だから、何のためにこの5番とか6番の論点の柱を出すのかということをやっぱり明確に合意をしておく必要があると思うんです。だからこそ自治基本条例というのをきちんとつくって、その過程でこういう論点はこういう趣旨で運用しましょうということをやっぱり議論していくことが逆に大事だなというふうに思いました。

松岡委員 区民という考え方というのが、これだと漠然としているような気がするんですね。区民というのはどこを指して区民というのか。板橋区に住んでいれば区民

なのか、あるいは何かこういうことをやろうとしている意識を持っている人たちの集まりを区民というのか、NPOなのか、そこら辺はどういう定義だったんですかね、概念として。そういう意味で考えると、先ほど松崎委員が言ったように、区民と区の関係、対等ということは、先ほど行政的に考えれば区民が上だとか行政が下だとかという考え方もあるんでしょうけれども、そこら辺の定義というのを教えていただければ。

政策企画課長 この「自治力UP」の中で区民とは何ぞやという定義というのはしておりませんけれども、地域の多様な主体ということで、区民、個人も含めて一般的な区民、それから町会・自治会等の地縁的な団体だとNPO、ボランティア、あるいはPTAだと青少年健全育成地区委員会だと、さまざまな活動をしている、それぞれ主体性・自立性を持った個というか主体として考えてありますので、この区民というのはそれらを総称して言っているような状況でございますので、必ずしも個人とかあるいは特定の団体とかを指しているということではありません。

松岡委員 大体わかるんですけれども、要するに区民というのは、ただ籍を置いている人間という意味じゃなくて、主体的に何かを行っていこうとする意識のある人たちの集まりみたいなイメージですよね。特定の団体ではないんだけれども。意思を持って何か行動を起こし、やろうとしている人たちの集まりを指して、とりあえず区民と定義しているわけですね。

西尾会長 区民の中に在勤とか在学ですかね、そういう人たちは含むのか、年齢の条件はあるのかどうなのかというと、参加というときに議論になる可能性はあると思うんですが、どうでしょうかね。

政策企画課長 在住だけに限らず、在勤、在学も多分含めています。よく問題になるのは、外国人がどうなのかというのはこれから議論になるかもしれませんけれども、とりあえずそういうことを幅広く考えておりまして、余り限定して特定のこういった人たちですよという枠ははめないように広くとらえようとは思っています。ただ、協働のパートナーというふうにこの報告書の中には想定しているものですから、やはり松岡委員がおっしゃられたような、ある程度地域社会の中で何らかの活躍というか活動ができる、そういう意を持たれている方あるいはそういった方々を総称しているということになろうかと思います。

西尾会長 松岡委員が言われたのは、市民と住民を区別するということを時々しますけれども、住民というと単に住んでいると、市民というときはもう少し権利意識を持っているとか参加の意欲を持っているという区別はあるだろうと思うんですが、区民という言葉はやっぱり使うときは一応包括的にやっておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけれどもね。むしろ、参加の権利があるかどうかというときには、区民の外に選挙権とかそういう条件よりもうちょっと広くとっておく必要があるんじゃないかなという気はいたしますね。これは条例で書いているものも少なくないんじゃないでしょうかね。どうですかね。

政策企画課長 全部見ているわけではありませんけれども、例えば産業活性化基本条例みたいなところでは事業者とかの定義をしています。区民まであったかどうかわかりませんが、それぞれ書いているところもあろうかと思います。しかし、まだそれが、

例えば自治基本条例もないような段階ですべての条例にそういうものが網羅されているかというと、多分大多数はそうではないのかなと思っているところです。

松岡委員 私も市民と住民ということだと何かちょっと理解ができるような気がするんですよ。先生もちらっと最初のほうでおっしゃったように、主体的にそういう行動をする人たちとただ住んでいる人たちの違いをというようなことを三鷹市の例を通しておっしゃったような気がするんです。だから、区民と言われたときにあれっと思ったものですから。区民イコール市民と考えてもいいということですね、結論的には。

西尾会長 我々はこの報告書に拘束される必要はないわけで、この委員会として少しこれとは違う意見などを出すということはもちろん可能なんだろうと私も思いますし、もしそういう意味で、これがこれまでの議論ですので、これにつけ加えること、差し引くこと、修正することなどあったら、ほかの点もちょっとこの際挙げていっていただいたらと思いますが、いかがでしょうか。

松岡委員 区民という考え方を明確に定義、範囲じゃなくてこういうふうな考え方ですよということをしておかないと、ある人にとっては区民というのは板橋に住んでいる人、先ほども言ったような住民みたいなイメージにとられてしまうし。ですよね。そだと思うんですよね。

佐々木委員 私の考えは、区が区と区民との協働をするということは、やっぱり区に住んでいなくても、区の行政とか区の運営にかかわりのある、例えば区外の団体とか区外のそういう事業者だとN P Oだと、そういう方々も区の行政とかかわりを持つとなれば、それは区民じゃないから排除していくということは区としては余りしたくないんじゃないかなというものです。もっと広くグローバルという、いわゆる境界を一つ越えて、板橋区とか豊島区とか練馬区とかという境界を越えて、やっぱり区と協働していく。それによって板橋区民とか板橋区のいわゆる行政とか運営とかまちづくりだとその地域の福祉だと、そういうものに協働してやっていけるという団体であれば、何らかの形として区民の位置づけの中に入れる方向があつていいのではないかな。

そういうことで、例えば区が協働ができる区民というのは少し垣根を越えても区民の対象として、何とか私は一緒にやっていけるんじゃないかなと思っていますので、例えば区に住んでいるとか、区で何か事業所をやっているとか、そこに勤めているもしくはある学校に入っている、そういう人に限定することは余り得策ではないのかなという気は私は聞いていてしましたけれども、ただやっぱり自治基本条例ですので、ある程度定義をするとなれば、一定のそういうコンクリートと区に多少影響力とかつながりのある、そういういわゆる団体とか個人とか法人とかも区民の仲間に加えるみたいな、そういう理解はあってもいいんじゃないかなという気がしたんですがね。

政策企画課長 委員がおっしゃるように、区に何らかの形でかかわりのある方、それぞれの立場で区政に何らかの形でかかわる資格というか権利というか、もちろんそれに伴う責任というのもあるんでしょうけれども、そういういったものがあると思いますので、やはりこの辺は先ほどのこの先に自治基本条例をつくるというところでは、区民の役割とか責務という前に、区民とはそもそもどういった範囲を指すのかという定義づけというのはやっぱり相当議論していかなくてはいけないなと思っていますけれど

も、今、私が考えるには、委員がおっしゃったように、余り限定的にしないのがやっぱり最初のスタンスなのかなというふうには思っているところではございます。

西尾会長 もし条例の中に住民投票のようなこと、区民投票のようなものを書くとすると、かなり厳密に書く必要がありますし、特に年齢が選挙権の問題も議論になりかけていますので、そこら辺も先進的に18歳以上にするとか、そういう必要もあると思います。そういうときには在勤の人たちは入れないことが多いんじゃないかなというふうに思いますので。いずれにしても、ここで詰めることはちょっと難しいですが、区民とは何かということは必要な議論であるといいますか、これは条例をつくっていくに当たって重要なポイントであるということを確認するということでいきたいと思います。これについていかがでしょうかね。

原田（曠）委員 幅広くとらえたほうが私もいいような気がするんですよね、区民は。もう区民の定義というのはつくっておかないと議論にならないですよね、ある程度。基本の話だから。難しいですね。

西尾会長 冒頭の区民参加の定義に、「区民が区の実施する行政活動に、立案、実施、評価の各段階に積極的に関わり」というところですが、私がちょっと授業で言っているのは、自発的にという言葉を使っているんです。というのは、昔の隣組の強制的なかかわりということではないというふうな意味なんですけれども、積極的というよりもそっちが大事かなというのを個人的には思っているということが1点ありますね。

佐藤委員 推進協議会の報告書の協働の意義の(2)(3)を読むと、どっちかというと、小さい政府を目指しているようにちょっと受けとめることができるのかなと。つまり、何か新しい仕事というか新しいニーズや要望が出てきたときには、基本的にはもう地域にできるところがあればそこにやっていただこうというような形でいくと。つまり、行政で全部抱えないでどんどん地域に振っていこうという感じで、だんだん小さい政府を目指していくのかなというふうにとれるんですけども、そんな感じなんでしょうかね。そうではないんでしょうかね。

政策企画課長 そういうふうにとらえられるところもないとは言い切れないとは思いますけれども、この協働の意義、3点挙げてあります、そといった経済性、効率性というんでしょうか、小さい政府的な側面も全然否定はできないと思いますけれども、それだけではないと思っていますし、むしろ大きな意義というのは、(1)にあるような住民自治の拡充の部分、そちらがやはり主というかメインでないと、やはり自治基本条例を論ずるに値しないのかなというふうには思っているところでございます。付随的にこういった(3)のようなものが当然出てこようかと思いますけれども、いろんな側面が協働についてはあると思いますので、一つの面だけ、現象だけとらえてこうだと決めつけるものではありませんし、この協議会の報告書でもそういう立場をとっていないつもりでございます。

佐藤委員 今後やっていく中で役所が仕事をするのがちょっと積極的じゃないというか、新しいことはどんどん地域にやってもらいましょう的な、下請的にどんどんやれる人を探して、そこに仕事を振りましょう的なふうな感じにとらえられないようなものをつくっていけばなというふうに思いますので。やっぱり区は区でちゃんと積極

的にやる気はあるんですよという、やる気を見せるような形にしたほうがよろしいとは思いますので、ぜひお願ひします。

西尾会長 記述の中に、これ「自治力UP」というテーマとも関係してあるんでしょうが、専ら住民だけのように文面からは見えますね。協働というときにもちろん区民協働というのが重要な要素であります、区との区民の協働のところが少し記述が弱いんじゃないですかね。

それと、協働の意義の2行目のところで、板橋区では町会・自治会等々とあるんですが、「区民」という言葉を入れたほうがいいんじゃないですかね。団体もですけれども、一人一人の区民を落とさないほうがいいのではないかなどということがあります。3ページの下の(2)、ここも町会・自治会などの主体ですが、ここもやっぱり個人の区民というのがあったほうがいいかなというふうに思いました。

原田(晃)委員 佐藤委員のお話は、ありていにはそういう意識でつくっている自治体は多いですし、逆に黙っていてもアウトソーシングでどんどん民間に投げていこうという動きはとまらないと思うんですね。これから加速していく方向にあると思うんですけれども、ちょっと別のところで自治基本条例をつくったときにやっぱり同じような問題が出て、逆に黙っていればどんどん民間に振られてしまうから、そうじゃなくて、きちんと逆に積極的に仕事を担ってもらえるようなお金を出すのかどうか、だれにやってもらうかということをみんなで話し合えるような場をつくるとか、ただ働きとか下請にならないようなルールを自治基本条例できちんと位置づけていくこうという趣旨で参加と協働ということをかなりうたったんですね。だから、逆にアウトソーシングのロジックとして参加と協働を言うのではなくて、むしろ何でもかんでも町内会やボランティアにやってもらえということを、いや、それは一定の条件できちんと持続的にサステイナブルにやってもらうための理屈を自治基本条例は担保しましょうと。そういう議論をしていただけだと、すごく積極的な動機、特にボランティアやNPOをやっていらっしゃる方にはすごく制定が大きな動機になると思うんですね。

佐藤委員 本当にそのとおりだと思うんですね。条例の中で区の役割というのはやっぱりとても重要で、しっかりしたものを書かなきゃいけないと思うんですね。ノウハウの蓄積だとコミュニケーションだとか、そういうような区が今後やらなきゃいけないこと、さらにはこういうものをやっぱり区が直接手を下していかなければいけないものだということを定義の中で入れていかなきゃいけないのかなと思いますので。アウトソーシングの流れは当然なんですけれども、何でもかんでもすべてを安上がりで任せにということではなくて、区の役割というのが、どの程度まで我々は関与していくかのを、きちんとやっぱり条例の中に定めることなんでしょうね。

西尾会長 私もそれは大事なポイントだと思っていまして、古い言葉なんですけれどもシビル・ミニマムという言葉があります。70年代によく使われた言葉で、松下圭一さんという方が言われたんですが、自治体はミニマムの公共サービスを提供する責任があるということですね。税金でやりますからマキシマムはすべきじゃないという考え方なわけですね。最低限のミニマムのサービスについての責任がある。それは市民の権利であるという考え方があって、しかしねどしこどん多様化してきめ細かくサービスが必要になっている中で、そういうミニマムを超える部分については、区

民の協働あるいは区と区民の協働によってより質の高いサービスが提供できるという組み立て方がこの協働の意義のところであるといいかなというふうには思います。

佐々木委員 私も佐藤委員の考え方も一定程度思ってはいたんですけども、やっぱり自治基本条例をつくるというときに、当然行政は小さくというよりも、より身近なものは身近に、そして自分たちの地域は自分たちでつくるという「自治力UP」の考え方を踏襲するとなれば、どうしたってそういうふうにこっちの区は小さくなって、その地元とか町場にそういう負担をかけていくという流れは、これはもう私は正しい方向だと思っているんですよ。

それと同時に、やっぱり今まで役所というのは、例えば板橋区全体の中で物をやるときには、みんな赤塚地域も板橋地域もどの地域も一定平等のようにやらざるを得ない、そういう制約もあるわけですよね。ところが、この自治基本条例をやって、「自分たちのまちは自分でつくる」となれば、その地域に合ったまちづくりとか地域の歴史とか文化とか地域の特性、そういうものは自分たちである意味では役所の関与を少し除いてつくっていって、その地域に合った自治力で私はつくっていけるんだろうと思いますので、確かに行政を小さくして地元に負担をやっていくという方向性はあるんだろうけれども、逆にそれは地域の活力とか地域の喜びだと地域の特性だと生きかせるまたチャンスでもあるし、そういう権能とそれにまつわる財源を補てんしてもらったほうが、私はまちの将来というものについては大変大きなプラスがあるのではないかと思って、この条例を今進める立場でありますので、そういう方向が望ましいんじゃないかなと思っています。

松崎委員 今のお話聞いてちょっと思ったんですけども、今までの行政の取り組みがそれぞれの地域の自発的な発展を阻害するような形であるならば、それはしっかり反省をしていただかなきゃならないはずだと思うんです。本来、行政というのはそれぞれのそういう自発的な取り組みや発展というのを関与もして、いい意味で関与をして促していくようなあり方でなければならぬはずなのに、それが今現状では行政が関与するとかえって自発的な発展が邪魔されるというようなあり方だったら、それは行政の中で反省すべき、改革すべきことではないかなというふうに思うんです。

自治基本条例というけれども、今そういった過去の反省というのも洗い出されていない中で、先に最高法規としてのこの条例をつくってしまって、その原則もまだまだ私から言わせれば危なっかしいものがある中で、これがもうこれからの中の原則だというふうになってしまっては、かえって条例をつくったこと自体が将来の板橋区の発展をたがにはめてしまうことにもなりはしないかなという懸念を私は持っているので、住民自治を発展させていくという議論は大いにすべきだし、そのために、区民、住民の皆さんとの知恵も集め、意見もどんどん聞いていくと。区民参加も広げていくということは大いにやるべきですけれども、そのときにまず条例をつくるためにということにはなってはならないんじゃないかなと。やっぱり住民の自治あるいは住民参加をどう広げていくのかということに焦点を当てるべきではないかなというふうに感じました。

佐々木委員 私の発言を聞いてのお話だと思うんですが、私が申し上げたのは、今まで地域づくりを行政が阻害してきたとか、それがマイナスだったという思いは一切ありませんので。そうではなくて、板橋区でも例えば赤塚とか徳丸みたいに農業地帯も

ありますし、それから新河岸、舟渡みたいに工業地域もあります。そういういろんな特性があるわけですから、そういう特性の中で「自治力ＵＰ」の中で「自分たちのまちは自分たちでつくる」ということを掲げて、これからよりよい板橋の発展と、将来板橋のそういう発展だと自分たちで幸せというものをつくっていけると、そういうものを目指そうというときには、私はこの自治基本条例、「自治力ＵＰ」推進協議会で求めてきたものは、うまく整合性が合うし、そういう方向で進めていったほうがいろんな意味で今まで以上によりよい地域づくりになるのではないかと思うが、ということを申し上げたのであって、今までのことはどうのこうのではありませんから、それだけは申し上げておきます。

鈴木委員 それに関連してなんですけれども、現場の我々町会・自治会の話をさせていただいくと、やはり行政が全部お膳立てして地域のところにあてがって、それを消化してくれというのは、もう大分前からかなりそういう方向性はなくなってきて、なるべく地域のことは地域で考えてくれという方向に行政のほうがなってきたように現場では見受けられます。そういう中でご承知のとおり18の地域の特色がありますので、その性格に合った活動というのが、やられなくちゃいけないし、またお仕着せであってはいけないし。そういうことからいうと、この基本条例というのは大づかみなことでやっていただきて、板橋の憲章もありますけれども、こんな形で、手足を縛るんじゃなく、方向性だけを、なるべく細かいことを書かないで基本条例をつくっていただくのがいいかなと思いますので。細かくやっちゃうと、我々町会・自治会も身動きがならなくなっちゃって、少し趣旨が違うんじゃないかということになりかねませんので、その辺をひとつ基本条例を立ち上げるときにはぜひ考えていただきたい。

戻りますけれども、その中でやはりさっきからお話ししていただいた区民というこの枠、これは私たちも現場において非常にいつも考えていることとして、区民というのは、簡単に言えば単位町会・自治会だって勤めて来ている人も町会費を払えば町会・自治会の会員にするのかということと同じように、いろんな細かいところで区民というのが非常にひっかかるところがありますので、憲章をつくる土台としての区民の定義を一つ教えていただければ、非常に地域の活動がしやすいんです。NPOなんかも外からのNPOがここへ来てやっているのを、それは区民としてやるんだからとか何とかとなっちゃっても、だれもここには籍がないのに、いきなり来て、それは得意な分野だから私たちがそれを一生懸命やりますと言われても、ちょっと困るかなという。単純なところですけれども、そういうこともありますので、よろしく一つ、細かいことは盛らないで。基本的には賛成ですので。

松村委員 私は現場でボランティアをしていますが、ボランティアをする中でやはり暗中模索で活動をしています。やはりそのときに条例がきちんと自治基本条例というものがあれば、いいと思っています。私たちのグループの細かいことを言いますと、親子サロンのようなまねごとを各月でやっています。そのときに保険をかけていない。保険をかけるにはどういうシステムがあって、どういうふうに行政と相談するとか、そういうものが条例の中でやっぱり見えていくのではないかと思うんですね。

あとほかには、やはり基本条例がある中での私たちの活動を考えますと、活動の幅が広がるんじゃないかなと思うんですね。やはり区民の声とか地域のニーズを踏まえ

た、行政だけの事業でなくて、行政ができないところ、付加価値のあるものがやはり取り入れられて、協働して活動していかれるのではないかなど。それが私たちやはり、私たちのグループは区が主催した子育て支援者養成講座というものを受けたグループですから、それを区民にお返しすることになるのではないかと思います。

そして、やはり細部にわたって基本条例の前段、区民のところもとても盛り込んでいただきたい部分です。あと、やはり町会・自治会、NPO法人、あれも個人も入れていただけたらと思います。そういう細部にわたりましては、これから小委員会とか検討委員会とかができてきて、そこでまたもんでいただいて、まず基本条例を進めていただかなければ、私はボランティアをしている者として早くに、そちらの方向で進めていただけたらうれしいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

原田（曠）委員 やっぱり区民の定義というのは早日につくっていただきたい。というのは、地震でも何でも起きたときなんかは、やはりある程度幅広くとらえておかないと、助けてくれた人が板橋区以外の人も、在勤の人もいれば、いろいろいると思うんですよ。助け合うということは一体どういうものなのかを考えるのは、平時のことだけでなく、防災、それとか地震とかの突発事故のときにも区民の扱いが受けられるようにしておかないと、いろいろな面で、助けられた人が区民じゃないから全然何もしないとか、そんなことになっちゃうと不公平感も出てくるので、できれば幅広くとらえておいていただきたいなというところでございます。

それともう一つ、この席が検討委員会ということになっていますが、私なんかはもう検討するという段階が遅れていると思っていますけれどもね。よそでも各区がどんどんつくっているのに、もう検討とするんじゃなくて、つくる検討会にしていただきたいなというところでございます。

松崎委員 私は、もともとこれはつくるかつからないかも含めて検討していく委員会だということで参加をさせていただいている。いろいろな皆さんのご意見を伺って、必要だというお話も、それも踏まえて言うわけですけれども、もっともっとこれを区民が主体になってつくっていかなければ、私はどんないいものをつくってもやはり効果は半ばだというふうに思うんです。今おっしゃったようなボランティアの方がやっぱり参加をするために、もっとちゃんとしたものとというご意見もあるわけですけれども、それは今現在ある区の規程なり、あるいは、じゃどこが足りないのかというところもまだまだはっきりさせていかなきゃいけないことだと思うんですよ。

もともとこの委員会自体が区長さんの音頭取りで始まったわけですから、区長さん自身が問題点が上がっているところを出していただいて、区長さん自身で、もう既にどんどん取り組めるところはあるはずですよ、区民参加をどう広げるかということについては。だから、その辺のところで区長がこの委員会が必要だとおっしゃるのであるならば、区長自身が今の段階でできることはどんどんやっていただきたい。区民参加をどう広げるかということについては、今の現行の板橋区の規程の中でも区長がやろうと思えばできるはずなんですよ。パブリックコメントをもっと広げるとか、あるいは公聴会をどんどん聞くとか、区長が出向いていって、いろんな人の、町会の皆さんのお話を聞くとかいうことはできるはずなんですよ。それをもっともっとやっていただいた上で、いろんな経験とかいろんな問題点を洗い出していただいて、その上

で区民参加、区民の自治意識というものを高めていく中で、私は条例をつくるならつくる、あるいは鈴木委員がおっしゃるように細かいことを決めないでとなると私は憲章だと思うんですけども、自治基本憲章とかあるいは何とか宣言とかという形にするのかということも含めて考えていくべきだと思います。

もっと言うと、条例という条文をつくることがいいのかどうかというのも私はあると思うんです。今まで積み重ねられた経験なり実績というものが、明文ではないにしろ一つの原則になるということもあると思うんですよ。よく言われますけれども、イギリスには明文の憲法というものがないけれどもちゃんとした国ができているわけですから、ああいう歴史の中でコンセンサスを得てそれが規範になることもあると思うので、そういうことも含めて幅広く検討すべきだなというふうに思います。

原田（晃）委員 今のお話だと、要はつくらなくてもいいというお話なんですか。前回までの話だと、要は要綱とか規程だと、それは議会も通していないから実効性が担保されない可能性があるので、この会議というのは条例をつくるかつくらないかを議論するということも含めていましたけれども、前回の話だと、つくる際に区長に対してこういうことをちゃんと留意してつくるならつくりなさいということを、つくる際の論点とか課題を検討するようなことをちょっとやっていこうという話でしたよね。

松崎委員 いや、それは、ちょっと私はそういう意識ではありませんでした。今日のお話でも、まだまだ定義一つにしてもはっきりしないのに、どんな条例をつくっていくのかということには私は疑問を感じます。というのは、これだけの委員の中でも区民をどうとらえるのかということはあるのに、きょうも傍聴者は一人もいませんけれども、こういった中でこの委員の中で素案といえどもつくっていいのかというのを、私はちょっと同意しかねます。さっきも言ったように自治をどう広げていくのかということについて言えば、大いに議論していきたいと思いますけれども、それが条例をつくるためにということになるならば、それは私は時期尚早だと。ちょっと反論するようで申しわけないんですけども。

佐々木委員 そうじゃないんですよ。自治をどう広げていくかという諮問を受けているわけじゃないんです。だから、その自治をどう広げていくかというのはまた別の場所で議論すればいいの。

鈴木委員 ご存じのとおり、この前段階として区長さんの諮問で「自治力UP」の会議がありました。それで、推進会議というような形でもう一つグレードアップしたものが今あるわけですよ。その中で地域力UP、自治力UPをどういうふうにしたらいいかという諮問を今やっているわけでして、その次の段階としてやはり今言った「自治力UP」、「地域力UP」のような地域のあるべき姿を模範として示す一つの標語ですか。簡単に言えば自治基本条例としてそういう一つの鏡としてのものをつくれば、それで今の話も、前段階の二つの話も生きてくるし、皆さんのためにもなるかなと。それは区長さんの諮問があってやって、ここまで来たことですから、それを手本、ある程度大まかに見本を示すことによって、こういう方向性もあるということを加味しながら「地域力UP」の会議があってもいいかなと思います。

松崎委員 そもそも会議をつくった方向性を、会議をつくっていく中で変えていいのかなとも思うんですよ。私は最初はつくるかつくらないかも含めて検討すると

いう意識で入ってきていますから。いろんな質疑を聞いていく中でも、現在の私の考えでは、まだまだちょっとつくるということには踏み出せない、そういう段階です。

だからそれが前回までの議論で多数がつくったほうがいいよというご意見があったのも承知していますけれども、私、その中の一員、メンバーとしては、つくるということについてはまだ結論は出せる状況ではないなというふうに判断しています。

鈴木委員 いいことですけれども、方向としてはそういういろんな意見のところで条例として、さっきも言ったようにあんまり細かいことは書かないでくれよというのは、その意味からも広く条例をつくったらどうかと。

松崎委員 ですから、私は鈴木委員がおっしゃるようなことは、むしろ条例というよりも憲章とか、今ある憲章を改定するとかということも含めて、また新たな憲章をつくるということにもなるかと思うし、あるいはこちら側の宣言として区民の皆さんにお示しをするという形もあるかというふうに思います。

西尾会長 2番目の議題にもう皆さん入っておられるんですよ。次の議題の前に、最初の議題の区切りをつけたいと思いますので、その他のご意見がなければ、私のほうからちょっと気がついた、きわめて小さいことかもしれません、資料1のほうで3ページの協働型委託というのが形態の分類の七つの中にあるんですが、協働型委託って、ぱっと見てわかりにくいですね。提案型というのも、これは区民提案型と書かれると、よりわかりやすいだろうと思います。それから、協働型委託の地域型というのがちょっとわかりにくいですね。この類型は参考にはなるんですけども、ちょっとわかりにくいところもあるんじゃないかなということを思いました。

あと、もう既につくったところで何かここはぜひこの考え方を取り入れたいというふうなもの、ございますかね。それぞれ工夫が見られて、豊島区は課題の把握ということを冒頭に書いています。一体この地域の区政の課題は何かというのを争点というふうに呼ぶんですが、それは非常に重要で、区民が意外と知らないことがあるんですね。三鷹市で私、争点集というのもつくってくれと言って、論点データ集という分厚い資料をつくってもらったんですね。例えば都市計画道路の進捗が近隣市と比べて非常に低いというのはみんな肌で感じているんですけども、それがどの程度かというのがわからないのを、都市計画道路の進捗率というのを他市比較というのをやって、隣の市よりもちょっといいけれどもほかの市よりもはるかに劣る、というふうなことが一つの課題の把握だらうと思うんです。

というふうな、これはいろんな背景からこのことが出ているんじゃないかな想像したんですが、そういうふうなものがもしあれば伺って次の議題に移りたいと思いますが、何かほかにございますか。

原田（晃）委員 先ほどの鈴木委員と原田（曠）委員とのお話で、区民の定義というのが逆に争点になって、ネックになっても困るなと思ったので、ちょっと私の二、三の経験なんですけれども、ほかの条例をつくるときにやっぱり必ず議論になるんですね。最初はさっき会長がおっしゃったように幅広にとって、そこにとにかく活動している人を全部含もうと。ただ問題が起こるわけですね。例えば住民投票をするときはやっぱりちゃんと納税者で住民登録をしている方を対象にしたいとか、あるいは権利義務の給付のようなものがあったときに、やっぱり納税者でないとこれはまずいだろ

うとか、限定していくといろんな個別具体的の問題はあると思うんですね。だから、その場合には例えば18歳以上の何とかとかとちょっと条件をつけた主語にするとか、あるいは場所によっては区民等と、市民等というふうにして、市民等と言ったときは幅広い人だけれども、実際のそこに住民登録している人を対象にしないとまずいなどいうものは市民、区民にするというような、使い分けて対応しているところが多いんですね。だから、それほどこの区民の定義は厳密にとらえなくて、皆さんの問題意識を個々の条文でこれは限定したほうがいいとか、これは幅広くとらえようというようなことを想定さえしておけば、そんなに問題にはならないなというふうに感じました。

西尾会長 もう一点、松崎委員の一番冒頭に話された件ですけれども、「対等」ですね。「対等」と入れているのは、行政がやっぱり長らくお上だったですから、それに対して区民も対等な立場だというのがほとんどの歴史的文脈からの理解だろうと思います。それで、そのことを誤解がないように、区政の主権者である区民であるとか、まちづくりの主人公である区民というふうなことをどこか冒頭に書くことによって、その問題は解決するんじゃないかなと思いますね。パートナーシップ協定のようなものを区と区民代表の計画策定委員会のようなところが協定を結ぶというふうなときには、やっぱり対等という言葉が生きてくるんじゃないかなというふうに思います。

それでは次の議題に。どちらかというと、こっちのほうが今日は重いということで、松崎委員のおっしゃる必要性、これが本当に必要かどうかは、この委員会はそれも含めての議論だというのは私もそのとおりだと思っておりますので。こっちのほうに移りたいと思います。それで、資料2がありますので、事務局のほうから少しご説明いただければと思います。

政策企画課長（事務局説明）

西尾会長 以上はもう皆さんのが声をそのまま抽出したものですので、そんなに繰り返す必要はないと思いますし、いろんな濃淡の意見があるわけですが、なぜ必要かそれからあるいはなぜ必要でないかというふうな観点から、30分ぐらい時間がありますので議論を重ねたいと思います。

松崎委員 これは議論を進める上での要望なんですけれども、今のご報告も、前回の委員の皆さんの意見を交通整理していただいたということでは貴重な資料だとは思うんですけども、大事なのは、ここの委員会に参加していない方の意見とか、今の区民の皆さんができるこの自治の問題をとらえているのかといったことについて我々が議論をしていくべきじゃないかなということを思うわけですよ。ですから、そういうことについて、今そういう資料があるなら出していただきたいし、資料がないんであるならば、この中にも若干意見が出ていましたけれども、この委員会としてこの会議室から外に出てさまざまな区民の立場を聞くということが必要じゃないかなと思うんです。先ほど、松村委員が若干おっしゃっていましたけれども、ボランティア活動を通じてやっぱり自治基本条例が必要だと感じたと。そういう意見が私は大事だと思うんですよ。ですから、もっとそういった現場で苦労している方のお話とか、必要なんだと思っている方、あるいはあまり関心ないんだよという方も含めて、そういうことについてこの場で議論していただくような進め方にしていただきたいなと。

西尾会長 生の声が必要であるということですね。なぜそれが必要であるか。ボランティア活動なんかをされる、市民活動などをされるときにこういう条例があれば、一番いいのは市に突きつけられる点です、ここにこう書いてあるじゃないかというふうにですね。協働であるとか対等のパートナーシップとか市民活動のサポートとかですね。という道具として、プラクティカルにといいますか、何か観念的に立派なものができたというよりも、使える自治基本条例というのが大事なんじゃないかと私は思っているんです。このボランティア活動の立場からというのがありますし、そのほか何か必要性、なぜ不必要かももちろんいいんですけども、どうでしょうかね。

原田（晃）委員 今の会長のおっしゃるとおりで、さっきお話ししたように、ツールとしては使う意味はあるんですね。逆に、今のお話だといつまでたってもつくれないと思います。必要性を見て、聞いて、ニーズが高まったからつくるというのは、そもそも協働と参加に対する考え方も皆さん違うわけですね。それは会議をして意見を出して、その中で今のやり方のどういうところが悪い、どういうところがいいということをきちんと議論し合う中で、よりよい協働とか参加のあり方が出てくるわけですね。そういう議論を全部すっ飛ばしておいて、いきなり「自治基本条例をつくるのが必要ですか」なんて聞いても全く意味ないと思うんですよ。だから、最終的にもうこれは条例ですから、議会で議決しないと発効しないわけですよね。だから、参加のプロセスでそういうところをきちんと、これをつくるということを前提にしたときに、じやどんな論点があるのか、どういう条例をつくってもらいたいのかということを議論する場がないと、そもそも市民は参加のしようがないと思うんですね。

松崎委員 私はそういうことを言っているんじゃなくて、参加をするかしないかというか、今まで出てきた資料というのは、他区の条例はこういうのがあります、板橋区ではこういうような条例がありますと。今日の冒頭、会長もおっしゃったように、何か甚だ観念的なお話でしたがということになりましたけれども、個別具体的な事例というものを材料にしたいなど。第1回目の会議でも申しましたけれども、例えば板橋区の自治の問題でも、私はいろいろさまざまな具体的な問題があると思うんですよ。区役所の建て替えの問題もそうだと思いますし。一例を挙げればね。そういうた具体的に問題点というのも洗い出す必要があると思うんですよ。そういうことについて区長さん自身もどうお考えになっているのかということですね。

他区のさまざまな条例の案文とかそういうものを眺めていても、私はこれは自治基本条例をつくるなら本当に板橋区に必要な条例になるのかどうかというところが、どうも腹に座らないところがあるんですよね。やっぱり板橋区の問題はこういうことがあるんだということから共通認識ができて、じゃこういうすばらしいものをつくるじゃないかという話にはなると思うんだけれども、ただ他区の状況はこうだから、もうほかのところでもつくっているんだからとかいうことじゃ、なかなか私はどんなものをつくるかという議論にはならないというふうに感じているので、委員会の方向として、そういう具体的な例とかいうものも出していただきたいなと思うわけです。

西尾会長 区長にと言われて、ここにいらっしゃらないので、それを受け、ちょっと私のほうからお願ひしたいことがあるとすると、これから区政についてのビジョンとやっぱりリンクすべきだと思うんですね。これからの区政というのはいろいろ困難

な問題がある。防災の問題点もありますし、環境問題とか生活の危機の問題とか、そういう中で公共サービスの提供を拡大する、それを区はやろうとしているけれども、その中で協働が非常に重要な条件になるとか、新しいよりきめ細かい子育てサービスを展開するために協働というのが非常に重要であるとか、ちょっとそういうふうな区政の方向はやっぱり出されるのは区長さんだろうと思うんですね。その中で基本原則をどこかで確認する必要があるというふうに出てくると、今のような意見を伺ったときに必然性といいますか、これの必要性とか正当性が明らかになってくるのではないかなというふうに感じました。ある意味でごもっともなご意見もあるかと思うんです。ただ、一般的な制度ですから、個別の問題に万能薬のように、即効薬のように効くというわけでもないと思いますが、区政の今後の方向性の中で重要な項目、条件などを含めるというふうな考え方が出せればですね。具体例も含めてですね。

佐々木委員 私はやっぱり条例の必要性と方向性というのは非常に大事だと思うんですね。というのは、今、いろんな課題があります。特にこれからはやっぱり人口が減少していく中で、環境問題とか少子高齢化社会、それをじゃあ行政の今のこういう経済情勢とか社会情勢の中で本当に今までやってきたパターンで、それからシステムでやれるかといったら、私はそれは厳しいと思うんですね。やっぱり今のうちにそういう区民が行政と一緒に共通認識の課題を持って、そして地域が、またそういう板橋区民と言われる方々が行政と協働して将来の板橋のそういう姿というものをつくっていく、それを考えていく一つの大きなバックボーンになると思うんですよ。

それぞれの個別のことやっていって問題が出たら、つけ焼き刃的に対応していくというんじゃないなくて、板橋区の基本的なものを将来を見据えて、今なぜこれが必要かということは、10年、20年先に、私たちはこの条例をつくったおかげで区民と協働することによって、ある意味板橋の自治を守り、発展することができたし、助け合いの精神が生まれたと。こういうのを私たちはつくっていこうとしているのであって、何かこれをつくることが区民や行政にとってマイナスになるとか、それから区民の意見を聞いていないから早過ぎるという、その気持ちはわかりますよ。我々はこれから聞いていきます。議会でも議論します。しかし、今この取っかかりをして、時間をかけながら、これから2年かけてやろうということですから、やっぱり今からそういう方向性を持って議論しなかったら私は遅いと思いますよ。

だから、松崎委員の気持ちはわからないわけじゃないけれども、その気持ちも我々は踏まえた上で一緒に将来のために自治基本条例を検討していくじゃないかという私は方向性があつていいいんじゃないかなと。ぜひそういう方向で時間をかけながら、やっぱり区民の意見を聞くときには聞く、それからいろんなそういうN P Oだとかボランティアの意見を聞くときは聞く、そういうチャンスはまたこれからつくれると思いますので、少なくともそういう方向性だけは持ちたいと思いますね。

松崎委員 確認しておきたいんですけども、この委員会は条例検討委員会なのか、条例等検討委員会なのか、そのところですよね。さっきから言っているように、条例というものはあくまでもきっちりとした法規ですから、これはすべての区民構成員が従っていただかなきゃいけないわけですよ。罰則がないにしろ、守っていただかなければならないものだし、しかも最高条例とか最高法規ということになれば、区のす

べての条例がこれをもとにしていくべきやいけないということであるならば、私は急ぐというよりも、より慎重で、より時間をかけてちゃんとしたものを作るべきだという立場です。そういう意味では私は時間をかけ過ぎることはないというふうに思いますし、その点で先に条例をつくるためにということであるならば、ちょっとこの会議の性格も違ってくるんじゃないかなと。

やっぱり結果としてゴールが条例ということはあるかもしれませんけれども、先ほどからツールというお話をありましたけれども、ツールとしても、道具としても条例がいいのか、あるいは今の現行の規程をもっと充実させていく、あるいは区長さんの姿勢自体でも解決できる問題があるならあると。鈴木委員がおっしゃっているように、細かなこともどんどん決めていくよりも大ざっぱに決めていくということも、私はそうだと思うんですよ。決まりが多ければ多いほどいいというものじゃないですから。決まりが少ない中でそれぞれ自発的にやっていくこともあるわけですから、そういうことでいうならば、私はこの会議が条例をつくるための会議というふうに限定されてしまうとおかしなことになるんじゃないかなと。条例も含めて板橋の自治の問題を解決していくにはどうしたらいいのかということを決めていく中で、やっぱりその結果が条例になるというのならば、賛成はしますけれども、今この会議で条例をつくるという方向性を決められて、じゃ条項は何にするかということではできないと。

鈴木委員 今のお話ですけれども、私の町会連合会のほうの立場としましては、ご承知のとおり「自治力UP」の次の段階に来ていって、地域会議というものが今話題になっているわけですよ。そうすると、地域会議というのはまさしく18の中でいかにしてNPO、ボランティア等と一緒に地域の活性化を図るかという一つの踏み台になるわけですよね。その踏み台としての地域会議を目指すところの頂点としての目標を、例えば今言った、この自治基本条例を大ざっぱでもいいですから、つくって、できれば今年度中に自治力UP地域会議を18の中で一つでも二つでもやってもいいかなというぐらいの雰囲気のところがあるみたいに聞いていますので、そのときにその会議の方向性を打ち出す意味でも、くどいですけれども、大ざっぱでいいですからつくって、それで後で改正してちゃんともう少し細かい条例が組み込まれても私はいいと思うんですよ。ただ、今言った、そういう会議もありますので、手本を一つ、目標をつくってもいいかなという、少し本末転倒かもしれませんのが、を目指すところが欲しいなという気もするんですが、いかがなもんでしょうかね。そういう観点から。

西尾会長 ちょっと整理なんですが、区長の意見を聞きたいというお話でいうと、私は区長に代わるわけにいきませんが、何か単なるコスト減で協働とかを出すというのはまずいと思いますね。そういうのが基本ではないと思うんですが、これからいろいろ問題の多い地域の課題に対して、サービスの質を高めるとか問題解決能力を高める、そのためには協働が必要であるというふうな、それでその原則を条例で明確に確認したいとかということが一つあると思います。

それから、鈴木委員が言われた、地域レベルでいうと、そういう地域の課題に対して地域の連帯感を強めるための原則の確認を区民がするとかという側面があるんじゃないかなというふうに思いますね。この必要性という観点から、何でこれが必要なんだと言われると、そういうのが一つのちょっと次元の違うものとしてあると思うんで

すね。その地域のコミュニティーの連帯感のようなものというのは、防災問題もそうですし、環境の問題とかあると思いますし、そのほかにも多分探せばいろいろあるのではないかなと思いますけれども。

松崎委員 これはというところを探してほしいと思うんですよね。

西尾会長 いろいろ既に出てると思いますが。これは両論併記でもいいんじゃないかと思うんですね。むしろ私、会議では反対する人がいるというのは大事なことだと思うんです。区民が盛り上がってないのにこんなことをやって何の意味があるかとか、必ず後々も厳しい意見が出てきますから、この件はそんなに何か膨大なコストがかかるような事業ではないかもしれません、時間もかかりますしエネルギーも費やすので、そういうご意見は貴重なご意見で、そういうものは載せてもいいと思うんですが。この時点でやっぱり必要ないというふうにやっちゃうと、ここでやめることになる。やめる機会は幾らでもあります、これは。条例がつくれないあるいは単なる憲章でいくとかというのは幾らでもあるんですが、むしろこうやって区長から提案があってこういう会議があるというのは、やっぱり必要性がある程度認められるわけで、すると、そのことを確認しながら、その不必要性も意見として載せながらやっていくというのでいいんではないかなというふうに思っているんですね。

佐藤委員 さっき原田先生がおっしゃったとおり、もうここから動けなくなっちゃいますから、やっぱりやるという方向性のもと、議論を進めていくべきだろうというふうに思います。そうしないと、松崎委員のおっしゃることもよくわかるんですけども、この12人とこの幹事の皆さんで勉強会のようなことをやっていてもなかなか進んでいかないと思いますので、より区民の声を聞くのであれば、やっぱりやる方向で進めていかないと、分科会なりワーキングチームなりというのができないと思いますので、これはやる方向でいて、その中に選択肢を別にもう条例というふうに定めるわけじゃなくて、さまざまなやり方がある中で、どんな項目をやるかも含めていろいろこれから議論していきましょうということでの一致はできるんじゃないかと思いますけれども、それでもダメですか。

松崎委員 いやいや、まさにそういうことを言っているんですよ。だから、その条例等の「等」というのが私は大事だと思うんです。だから、それを皆さんにしようとするのかもしれないけれども、条例をつくるのかつくらないのかということになった場合、違うと。やっぱり条例等の検討会だと、あくまでも。今の現段階の選択肢の中では条例なしで自治を高めるというやり方もあるのではないかと。それは私確信を持って言っているわけじゃないけれども、そういう可能性も追求すべきだということなので、この会議をここでストップさせたいという意識ではさらさらない。やっぱり私自身感じていることはありますよ、今板橋区の自治にとって何が必要なのか。そういうことはありますけれども、そういう問題を出し合えるような感じでもないので、なかなか言いづらいんだけれども、何か抽象論で終わってしまっているという。会議の中で個別具体的な条文とかといったものまで、何かきちっとしたものまでつくれちゃ、ちょっと急ぎ過ぎじゃないかということです。

佐々木委員 私も先ほど申し上げましたけれども、いろいろ議論があって、私は少なくとも拙速はやめましょうと、十分な議論をしましょう、しかし自治基本条例をぜひ

つくるべきだと、そういう意見を私は言っていますのでね。拙速は必要ないけれども、将来を考えたらやっぱり板橋の自治基本条例は必要だと。そのために私はこの方向性と必要性については賛意を表して、そういう方向で議論してほしいということを改めて私は申し上げておきます。

原田（晃）委員 さっきの松崎委員の話で、条文までこの委員会で検討するということではないですね。僕はそういうふうに認識をしています。だから、事細かなものをつくってそれで提案することではなくて、我々の役割というのは必要性を区長に対して答申するわけですね。さっき会長がおっしゃったとおりだと思うんですけれども、これから長い年月経ってやっていくと、どこでもやめられるわけですね。最終的には議会の判断でお決めになることだから、最終的にだめならだめということもあり得るわけですね。いい悪いということでなくして、さっきも会長さんがおっしゃったように、例えば条例に慎重派であれば何が懸念されるものなのか、推進すべきと考える立場であれば、どうしてこれが必要だと考えるのかということを整理して答申するということで、段階としては十分だと思うんですね。

松崎委員 どちらにしても、今までの会議というのが、さっき言ったように、余りにもちょっと具体的な事例というのがなさ過ぎるんじゃないかということは感じます。他区ではこうやっているというのは出てきますけれども、板橋区の自治の問題が何があるのかということについての材料というのが、まだこの会議でも出されていない段階なのではないかなと。こういった段階で抽象論だけで必要か必要でないかということについて、私はちょっと今の段階では何とも言えないというのが状況ですので、何かこの会議のあり方としてもちょっとそういう具体的なものについても、これは一つの具体例ですべてが網羅できるということでは当然ないわけですけれども、考え方を決めていく上でどんな問題があるのかということは出し合えたらいいなと思います。

西尾会長 私のお願いですが、区長さんが承認できる範囲で、区民と区の協働の形態という項目で今のこととは書いてあるんですが、これからのビジョンで何か具体的なものが、差し支えないものがあればそういうものを出していただくと説得力が出るんじゃないかなと思いますね。里親制度を拡充するとか、子育てについての区民を巻き込んだといいますか、職員による保育だけではない、いろんなサービスのあり方とかというふうなのを、ちょっと具体的に出していただくとわかりやすいんじゃないかなというふうに思いますね。やっぱり抽象的ですから、自治基本条例は。基本計画と比べても抽象的な文言で語られることが多いので、そういうものが大事になってくるだろうと思いますね。

吉川委員 基本条例を制定している区の例が出ていますよね。ここの中にいろいろ評価、評価という言葉が出ているんですけども、その辺の評価というのは、これ先進というか制定してある区は出してきてるんですか。評価のぐあいというんですかね。そのときの計測値というか、なかなか難しいんじゃないかなと思うんですけども。

政策企画課長 先ほどの資料1の各区の条例に評価という言葉が出てます。これについては二つちょっと申し上げますと、今までの参加というのは実施の段階で区民の皆さんに参加していただくということが通常だったのが、計画段階から参加していくだこうというふうになって、さらにその計画をして、実施をして、その後がどういう

ふうに区民にとって成果があったかという、そういう事務事業だとか施策だとか政策だとかそういう評価をする際に、区民の皆さんも参加して評価をするという意味のものが、いわゆる情報公開して評価していただいて区民参加していただくという、この三本柱は板橋区でも推奨してきましたけれども、といった精神がやはり自治基本条例の中に入れられているところが一つあります。

自治基本条例をつくったことによって、どれだけ例えば参加とか協働とかが進んだかという、条例そのものの効果の評価という意味でおっしゃられたのかなと思うんですけれども、それについては、今、杉並区が平成15年に制定してこの中で一番古いんですけども、5年ぐらい経ちましたので、この制定をした後に杉並区がどれだけ変わったかというのを検証して、条例自体を今、見直しをする作業をしている最中なんですね。最初つくったときに盛り込めなかったのはこういうことがあって、先送りになっている課題はこんなのがありますとか、実際条例に盛り込まれて施策を進めていくって、じゃ具体的に例えばNPOの区内の団体がどれだけ増えたかとか、そういうデータで示せるものは示しながらやっている部分もあります。

ただ、基本的に言えることは、やっぱり条例をつくったことによって初めて杉並らしい自治というかそういう姿が明確になってきて、その方向に向いて区政が着実に動いているなというような評価の仕方はしていますけれども、例えば自治基本条例自体を杉並区はつくっていますけれども余りまだ浸透していない、知られていないなどいうような反省すべき点もきちんとお示しして、じゃこれから条例をよりよいものにするためにどういったことが必要なのかというのを、また区民を巻き込んで議論していくこうという姿勢が出てきているのかなと思いますので、この条例をつくった後もそういう点検というか評価をやって、先ほど委員の中からも話がありましたけれども、不磨の大典ということで1回つくったらもう変えられないというものではないと思いますので、やはりよりよいものに改善はしていくべきだというふうに思っております。西尾会長 今民主党政権になって、要するにダムをやめるとかって評価ですよね。ああいうのが典型的評価で、もし何か続けているけれどもこれは無駄だとかというふうなことがあれば、もうやめるというふうなことを市民が提案したり、そのことを住民投票までするかどうかはともかくですけれども、そういう権利は明確に今まで書いてないですから。選挙以外にないですから。この評価って割と大きなテーマではないかなと思いますね。

原田（曠）委員 私は一つの認識をもう一回繰り返したいんですけども、今回の自治基本条例というのは、行政と区民が協働して区の生活をよくするというか、区民の生活を向上させるとか、そういう目標、ルールを持ってお互いにやっていこうという、それが基本条例じゃないかと私は解釈しているんですが、そういう中でやはりあんまり区の行政の争点があるとか、いろんなことは確かにあるんでしょうけれども、それは議会のほうで議論してもらうことであって、ある程度は線を置いた中での自治基本条例じゃないかと思うんですよね。あんまり踏み込んでの話であれば、これは議会を巻き込んでの議論をしなきゃならないので、そこまでいくと各党派の板橋区に対する争点というものをここへ披露してもらわないと議論の対象にならないので、我々はそれよりも区民生活と行政を協働でいかによくするかという一つのルールの方向性

でないかと自分では思っているわけなんですよ。ですから、あんまり難しく考えるのも、政治絡みみたいな話になられたんでは、我々も区民が参加してこれを議論する理由がなくなっちゃうので、それだといつになってもこれはまとまらないと。私は原田先生が言ったように、そこまでの議論になってくると、これは自治条例なかなかまとまらないと思うんですよね。ですから、ある程度のところで妥協したところも一つお持ちいただきたいなと思っております。

若菜委員 前回の会議録をまとめていただいたのをずっと読んでみましても、この条例をつくることに対しての明確な反対意見というの私はないというふうにとらえているんです。それで、松崎委員がおっしゃった、私も区民の一人なわけですけれども、区民の側に出かけていって区民の自治意識がどうなのかということをとらえるというのは非常に難しいというか、どういった区民を抽出していくのかということとか、いろいろな課題があると思うんです。それで、私はここでは自治基本条例をつくるという方向性でもって議論を積み重ねて、そしてこの次のレベルで多くの区民が参加してどういった条例にしていきたいのかということで、そこに区民が参加し、また協働して条例をつくっていくという形になっていくだろうと思うんです。そこで本当に区民の生の意見が出てくるのではないか、そこに区民がそれぞれイメージする自治というものが反映されていくんじゃないかと私は考えております。

西尾会長 行政の観点から、私が前発言しているのは、職員のレベルアップということになるかもしれません。協働型職員を増やしていくというふうな意味でも、そういう観点は今まで議論に出ていないですけれども、あり得るんじゃないかなと思うんですけどね、安井委員、いかがですか。

安井委員 区のほうは、部分的には今までいろいろ小出しにしてやっている部分がいっぱいあります。ただ、やはりそれが一つのバックボーンとしてきちっと確立されていないというところがあって、例えば職員の協働意識とかいろんな仕事の見方もやはりちょっとしたところで、ばらばらなところがあって、例えば行政評価にしてもいろんな仕組みで区民の意見を取り入れて、行政評価委員会の意見なんかも聞いてやっているんですけども、逆に言えば、職員からすると余計なことをやらされているみたいなところとか、やはり意識のばらつきというのはかなり多分あるんだろうと思いますし、それから区民参加でも、例えばパブリックコメントでも、中にはただやればいいと思う職員もいるでしょうし、もっと現場へ出ていって、いろいろ真剣に意見を聞かなかきやいけないというところのレベルもあると思うんですね。

それから、区長もマニフェストで「自治力UP」ということをちゃんと言っています。それはやはり区としての自治力を対外的にいろいろアピールしていくという意味と、それから各地域地域で皆さんのが自分たちの地域はこうやっていきたいんだというようなアピールをして、そのまちづくりをやっていって、それをまとめてまた区は外へ打って出るみたいな、やっぱりそういう一つの区民の底力みたいなところも区長としては底上げていきたいという意識が多分あるはずなんですね。

松崎委員がおっしゃるように、個々の区民の意見を聞くというのはそれは非常に重要ですけれども、ただ、個々に聞き出すといろいろばらばらで、收拾がつかなくなるところがありますので、とりあえずは、こういう場面の中でどういう方向で一つのバ

ックボーンをつくっていったらいいかというのをきちっと位置づける必要があるのかなというふうに思いますので、ぜひそういう方向でお願いしたいと思っています。

松崎委員 最後にまた重ねて、この議論を進めていく上での要望なんですけれども、今、安井委員が「例えば」とおっしゃった部分なんですよ、私が言っているのは。例えばこういう問題がありますというのが今までの会議の中で一つも出てこないというところで、物を考えていく上でどうしても抽象論でやっていくしかないというところに腹の座らないというところがあるわけなので、今のは区の行政側の問題意識なんだけれども、まだとりあえずそれしかないんだったら、それだけでも出していただきたいとは思うんですよね。そうなれば、そういった問題についてもこの委員会で検討して、よりよいものを 条例等ですよ、などをつくっていくということになるんじゃないかなと。何が必要かという議論ももっと進んでいくんじゃないかなと思います。

安井委員 具体的な話というのは、前に確か、今まで例えば里親制度をはじめ、例示として住民の皆さんのが参加してやられている事業というのは出したと思いますけれども、あとそのほかにどういうものが考えられるかというのは、西尾先生から先ほど何か考えてもらったらいいだろうというお話もありました。鈴木委員からの地域会議の話も出ていて、一方では「自治力UP」推進会議というのをやって、具体的に地域でそういうボランティアの皆さんを含めて、地域の問題をみんなで話し合う場を設けようということで検討しているわけですね。すぐにできる状態じゃないので、とりあえずモデルでどこができるところをやってみようかという段階なんですけれども、そういうこともやっています。ただ、やっぱり区のほうでこういうのをやりたいとあまりお仕着せでやるのもちょっとこれははばかられることですので、その辺は難しいところだと思いますよね。

西尾会長 よくわかりました。はばかられるというのはあるかもしれません、やっぱり区長が言うならいいんじゃないでしょうか。選挙で選ばれている方ですから。だから、区長にぜひ聞いていただきたいですね。区長としてもこういう観点から協働の原則を確認して、区民からもいろいろな活動をするために道具としてこういうことをやりたいとか、それから地域レベルで言うと個性をもっと発揮したいとか、いろんな観点からこの必要性について列挙できるのではないかなと思いますね。自治力の基本原則の確認というふうなこともあるだろうと思います。ここら辺で今日は締めさせていただいて、次回はもう少し具体的に一体どんなことをこれから報告書へ書くのかも議論し始める必要があるわけですね。項目の列挙であるとか。松崎委員の言われる不必要性についても同時に取り上げていないと私は思っておりますので、そういう形で議論していきたいというふうに思います。

松崎委員 すみません。ちょっと今訂正していただきたいんですけども、私は不必要だということは言っていませんから。急いでつくれとか条例でなきゃダメだという議論ではないけれども、不必要かという意見かというと、そうじゃありませんから。

西尾会長 なるほど。わかりました。

原田（晃）委員 であれば、必要という意見は言えるわけですよ。言えるんだけれども、こういう条例って要るか要らないかといったら、積極的には要らないかもしれないけれども、明確に要らないという意見ってなかなか逆に出しにくいわけですね。だ

から、逆に松崎委員が懸念を持たれている、何に懸念を持たれているかということを具体的に挙げていただくと、それに対して何を検討していけばいいかというのが出てくると思うんですね。だから、逆にその懸念されていることを挙げて……

松崎委員 その懸念は、私はこの条例をつくるという段階で区民参加が余りに少な過ぎるということです。区民の中では、この条例をつくるという議論がまだ始まっていないところです。皆さんがあっしゃるのは、条例をつくれば区民の皆さんに参加をしていただくということでしょうけれども、私はこの会議自体をもっともっと区民の皆さんに知っていただく必要があるだろうし、我々自身も区民の状況について知るべき必要があるだろうと。その上で条例が必要かどうかというのは議論すべきじゃないかというのが私の意見です。

原田（晃）委員 そうすると、この会議 자체がだめだという話になっちゃいますね。

松崎委員 いや、そうではないんです……。

西尾会長 そういうことで、時間もオーバーですので、今日のところはここで。白熱した議論だったですね。非常に充実した議論ができたと思います。次回について事務局のほうから、もしアナウンスがあればお願いいいたします。

政策企画課長 次回は11月13日の金曜日の午後3時30分からということになってございます。また、正式なご通知、ご連絡は差し上げたいと思っています。

余り日数もない中で次回に行かなければいけませんので、今日の議論の引き続きということで、今日いただいたご意見を踏まえながら、またどういった資料をご提供できるかというのは会長を含めてご相談させていただきながら考えていきたいと思っています。できれば、そろそろ中間報告の骨子というんでしょうか、どういったものというのをおぼろげながらでも次の最後のほうでもいいんですけども、ちょっとご議論いただければなというふうに事務局としては希望しているところでございます。

西尾会長 ということですので、またこの議題等についてはご連絡させていただけたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。以上で本日の委員会を閉会いたします。今日はどうもありがとうございました。